



おぐら
尾倉

<校訓>
自主
創造
協力



令和3年7月2日(金)発行
校長 栗原博巳
北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号
HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

<学校教育目標>

豊かな心を持ち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでつくる尾倉中学校～

<目指す生徒像>

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
 - ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
 - ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

令和3年度青少年の非行・被害防止全国強調月間

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より、別紙の通り依頼がありました。

毎年7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定められており、令和3年度については、「ペアレンタルコントロール(情報通信機器の利用を、親が監視して制限する取組)等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止」が最重点課題として集中的に取り組むこととなっています。

北九州市においても、児童生徒がSNSのアプリやゲームなどで、年齢の制限を無視して使ったり、保護者が携帯やスマホの使用状況を把握していなかったりしてトラブルに発展するケースが毎年見られています。

つきましては、保護者の皆様には、ペアレンタルコントロールを含めた「スマホやインターネット等の正しい利用」について機会を見てお子様と話し合ってくださいますようお願いいたします。

●青少年の非行・被害防止全国強調月間について

■1 経緯等

内閣府では、昭和54年度以来毎年7月を「青少年を非行から守る全国強調月間」としてきたが、平成22年度に、福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

■2 令和3年度 最重点課題及び重点課題

*最重点課題 ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止

*重点課題1 有害環境への適切な対応

*重点課題2 薬物乱用対策の推進

*重点課題3 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

*重点課題4 再非行(犯罪)の防止

*重点課題5 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

最重点課題 ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止

子供のスマートフォンの普及に伴い、SNSで知り合った人に、だまされたり、脅されたりする被害等、SNSに起因した犯罪被害に遭った児童の数は、近年増加傾向にある。これに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で在宅時間が延びた子供が自宅でSNS等を利用する時間が増え、SNSに起因する犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増加することが懸念される。

このような現状に鑑み、新たに策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)の柱の一つであるペアレンタルコントロールによる対応を推進することとし、フィルタリングの更なる利用促進や、「親子のルールづくり」、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等について啓発を行う。あわせて、民間団体・事業者による違法情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援する。

また、「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、子供の性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。

学校・園における幼児児童生徒の登下校の交通事故防止の徹底について

令和3年6月28日(月)午後3時25分頃、千葉県八街市の市道で、トラックが集団で下校していた児童の列に突っ込み、5人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

今後、北九州市の幼児児童生徒が、自動車等の交通事故に巻き込まれる危険は常に予想されることから、本校においても、登下校時の安全確保について確認及び指導を徹底していきます。

ご家庭におかれましても、下記を参考にお子様の登下校時における交通事故防止についてお話をさせていただきますようお願いいたします。

- (1) 各学校では、改めて交通量が多い場所、事故が多発している場所等の通学路における危険個所を確認していきます。
 - (2) 交通ルールを守り、決められた通学路を通って登下校をしましょう。
 - (3) 歩道を歩く際は、広がらず、できるだけ車道から離れた場所を歩きましょう。
 - (4) 歩道がない道路では、周囲の状況に常に気を付けて、歩きましょう。
- * 地域、関係機関等(八幡東警察署等)と連携し、交通量が多い場所や危険個所について見守りやパトロールをお願いしていきます。